

令和 8 年度第 1 回荒川区児童福祉審議会 次 第

日時：令和 8 年 7 月 1 日(水) 1 8 時 3 0 分～

会場：サンパール荒川 3 階小ホール

開 会

1 委員委嘱

2 委員紹介

3 委員長及び副委員長の選任

4 議事

(1) 里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の設置について

5 報告

(1) 荒川区の概要について

(2) 部会の開催状況について

(3) 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について

(4) 令和 8 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

閉 会

配付資料

資料 1 荒川区児童福祉審議会委員及び部会員名簿（第 4 期）

資料 2－1 荒川区児童福祉審議会条例

資料 2－2 荒川区児童福祉審議会施行規則

資料 3－1 荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

資料 3－2 各部会について

資料 4 荒川区の概要

資料 5 令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月における各部会の審議内容

資料 6 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況（令和 7 年度分）

資料 7 令和 8 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

荒川区児童福祉審議会 委員及び部会員名簿（第4期）

（敬称略）

令和8年7月1日現在

氏名	役職等	里親部会	権利擁護部会	保育部会	児童虐待死亡事例等検証部会
川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授 元厚生労働省児童福祉専門官		○		
坂井 隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授 元厚生労働省児童福祉専門官 元東京都児童相談所長	○			
佐藤 まゆみ	淑徳大学総合福祉学部教授				○
鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科教授	○			
師岡 章	白梅学園大学子ども学部子ども学科教授			○	
村上 涼	江戸川大学メディアコミュニケーション学部こどもコミュニケーション学科教授			○	
坪井 瞳	東京成徳大学子ども学部子ども学科教授		○		
福榮 太郎	横浜国立大学障がい学生支援室・保育管理センター准教授		○		
須江 泰子	日本社会事業大学専門職大学院准教授				○
馬場 望	弁護士	○			
木田 秋津	弁護士		○		
後藤 啓二	弁護士				○
蓮沼 理	小児科医		○		
金子 織善	小児科医				○
成重 竜一郎	児童精神科医	○			
井上 雄一	精神科医				○
齋藤 美江子	児童養護施設長	○	○		
中村 聡	一級建築士			○	
長谷川 猛	中小企業診断士			○	
大内 康弘	社会保険労務士			○	

【関係部課】

氏名	所属
本木 理恵子	子ども家庭部長
篠原 啓輔	子ども・若者課長
増田 久恒	保育課長
菊池 陽吾	子ども家庭総合センター所長
佐藤 彰洋	子ども家庭総合センター副所長

【事務局】

氏名	所属
後藤 誠	子育て支援課長
風間 好司	子育て支援課管理調整係長
池野 広亮	子育て支援課調整担当係長
安原 志織	子育て支援課管理調整係
石川 愛華	子育て支援課管理調整係

荒川区児童福祉審議会条例

令和 2 年 3 月 2 5 日
荒川区条例第 3 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項及び児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 5 条の 3 第 4 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 5 条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前条第 2 項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 各部会に、委員の互選による部会長1人を置く。
- 3 第5条から第7条までの規定は、部会の会議について準用する。
- 4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

荒川区児童福祉審議会条例施行規則

令和2年6月30日

荒川区規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区児童福祉審議会条例(令和2年荒川区条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(部会)

第3条 条例第9条に規定する部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 2 年 6 月 3 0 日制定
(2 荒子字第 9 3 8 号)

(副 区 長 決 定)

令和 7 年 1 0 月 1 日一部改正

令和 7 年 1 2 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 荒川区児童福祉審議会条例（令和 2 年荒川区条例第 3 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第 2 条 審議会に、部会として里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検証部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号。以下「令」という。）第 2 9 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第 3 1 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 子どもの権利擁護事業における特に困難な事例について諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第 3 3 条の 1 5 第 2 項の規定による被措置児童等虐待（法第 3 3 条の 1 0 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 3 3 条の 1 5 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 2 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 3 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

4 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 3 4 条の 1 5 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第 3 5 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たっ

て、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

5 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第4条第2項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

(1) 部会の開催年月日及び開催場所

(2) 出席した委員、臨時委員等の氏名

(3) 部会に付した議題

(4) 議事の顛末

(5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

2 議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長において必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

（委員等の除斥）

第5条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に

加わることができない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

各部会について

1 里親部会

(1) 設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

- ① 里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。
- ② 里親登録の更新・継続について、諮問を受けて答申すること。
- ③ 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 権利擁護部会

(1) 設置目的

児童福祉法第27条第6項、児童福祉法施行令第31条の規定により、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において、児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

また、児童福祉法第33条の15第1項の規定により、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされている。児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる。(児童福祉法第33条の15第2項)

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、権利擁護部会を設置し、審議を行う。

(3) 所掌事項

- ① 児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること。
 - ・ 施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
 - ・ 児童相談所長が必要と認める事例
 - ・ 子どもの権利擁護事業において特に困難な事例
- ② 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。

3 保育部会

(1) 設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、保育所の設置認可等をするときには、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し審議を行う。

(2) 所掌事項

- ①保育所設置認可にあたって、諮問を受けて答申すること。
- ②保育所に対する事業停止命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。
- ③認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。

4 児童虐待死亡事例等検証部会

(1) 設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これらの調査研究及び検証にあたっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

- ①児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- ②事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、区に報告すること。
- ③その他目的達成に必要な事項を審議すること。

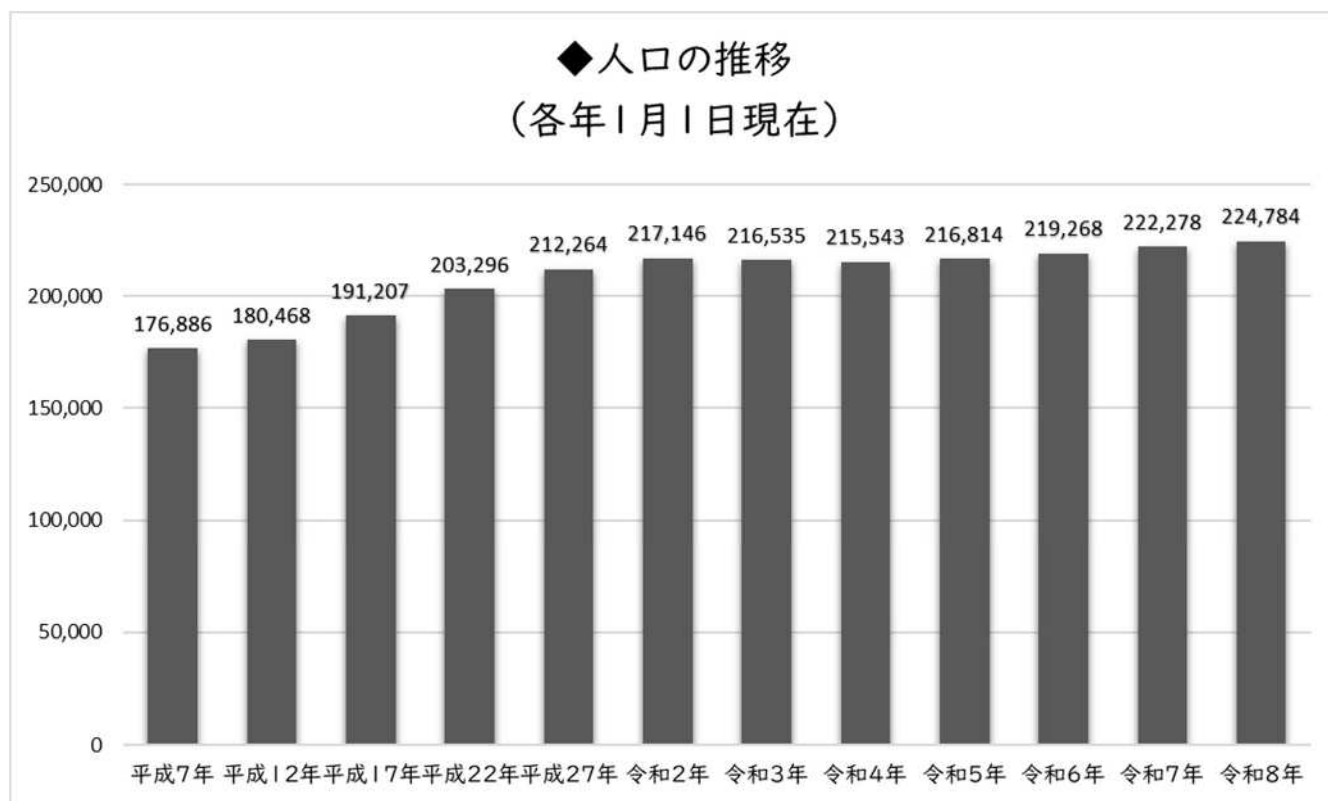
1 荒川区について

荒川区は23区の北東部に位置し、区の北東部には隅田川が流れ、東西に都電が走る下町情緒あふれる街です。同時に都心への交通利便性が高く、駅前等を中心に高層マンションも増え、近年、人口が増え続けていましたが、令和2年以降は僅かな増減を繰り返しています。

○面積	10.16 km ²	
○世帯数	128,146 世帯	
○人口	224,784 人	※いずれも令和8年1月1日時点

2 荒川区の人口の推移

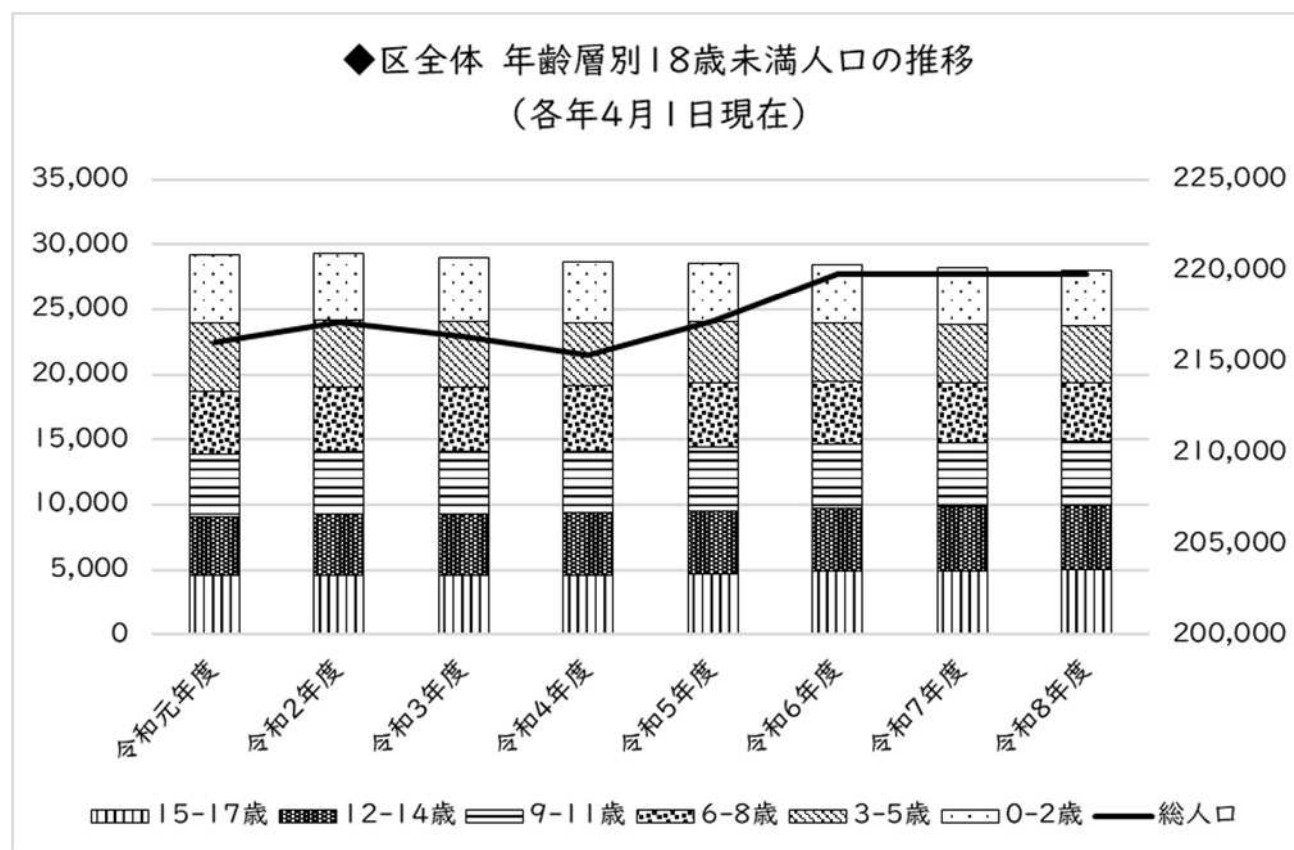
荒川区の人口は平成7年に、最小となる176,886人を記録しましたが、その後は増加に転じ、平成22年以降は20万人を超え、令和8年1月1日現在で224,784人となっています。



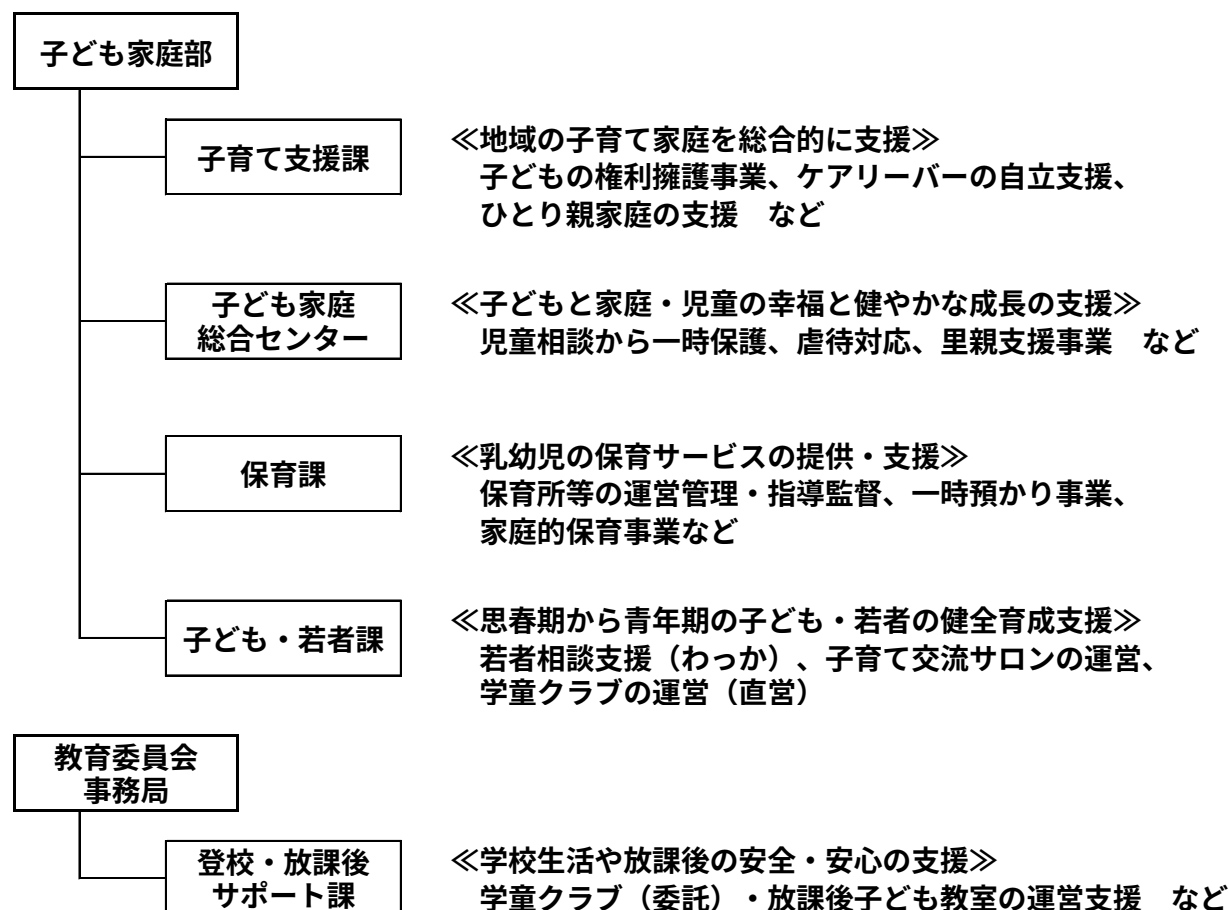
3 荒川区の子どもの推移

直近の5年間に於いて、荒川区の総人口及び児童人口は僅かな増減を繰り返しています。5年前に比べると総人口は8,249人増加しているのに対し、児童人口は1,005人減少している状況です。

荒川区の概要



4 区の組織体制と児福法に関する主な役割



令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月における 各部会の審議内容

○里親部会

○権利擁護部会

○保育部会

里親部会 審議内容

○令和7年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第2回	令和8年1月26日 18時30分～19時00分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 里親の登録に関する諮問（養育家庭） 1件 (2) 審議結果 1件承認 2 報告事項 (1) 荒川区里親更新件数の報告

権利擁護部会 審議内容

○令和7年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第3回	令和8年2月12日 18時30分～19時40分 区役所 4階庁議室	1 審議事項 (1) 審議案件 児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否についての諮問1件 (2) 審議結果 1件承認 2 報告事項 (1) 令和8年1月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告

○令和8年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和8年5月14日 18時30分～19時30分 区役所 4階庁議室	1 報告事項 (1) 令和8年4月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告 (2) 被措置児童等虐待通告にかかる対応について【児童養護施設】 (3) 被措置児童等虐待通告にかかる対応について【学童クラブ】
第2回	令和8年6月11日 18時30分～19時20分 区役所 4階庁議室	1 審議事項 (1) 審議案件 児童福祉法第28条第2項に基づく施設入所の適否についての諮問1件 (2) 審議結果 1件承認 2 報告事項 (1) 令和8年5月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告

保育部会 審議内容

○令和7年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和8年3月17日 18時30分～19時30分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 ・家庭的保育事業の計画承認についての諮問1件 ・家庭的保育事業の設置認可についての諮問1件 ・乳児等通園支援事業の認可についての諮問2件 (2) 審議結果 4件承認

荒川区子ども家庭総合センターの運営状況（令和7年度）

資料 6

※令和8年5月31日時点の速報値であるため、今後変更になる可能性がある。

1-1 経路別相談受付状況

	都道府県・ 指定都市・中核市・ 特別区 ※1				市町村 ※2				児童福祉施設 ・指定発達 支援医療機関			セ ン タ ー 支 援	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び医療 機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他 ※5	計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ※3	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ※4	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指定発達 支援医療 機関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教育委員会等							
男	13	4	0	35	0	0	0	5	25	4	0	0	0	112	2	41	11	0	47	6	0	0	203	35	10	54	607
女	6	2	0	22	2	1	0	12	17	1	0	0	0	102	0	28	10	0	54	6	0	0	114	33	13	44	467
不 明	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	46	1	0	0	0	0	0	3	4	1	0	59
計	19	6	0	60	2	1	0	18	42	5	0	0	0	214	2	115	22	0	101	12	0	0	320	72	24	98	1,133

※1 中核市・特別区には、児相設置済の中核市・特別区（荒川区含む）のみ計上している。

※2 市町村には、児相未設置の中核市、特別区も含めて計上している。

※3 あらかわキッズファミリーコール等

※4 他区子ども家庭支援センター等

※5 兄弟受理等

1-2 経路別相談受付状況(児童虐待のみ)

	都道府県・ 指定都市・中核市・ 特別区 ※1				市町村 ※2				児童福祉施設 ・指定発達 支援医療機関			セ ン サ ー 支 援	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健 所 及び 医療 機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他 ※5	計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ※3	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他 ※4	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 支 援 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
男	11	2	0	15	1	0	0	7	21	2	0	0	0	85	0	12	8	0	44	3	0	0	27	17	4	18	277
女	4	1	0	13	0	0	0	5	13	0	0	0	0	69	0	14	6	0	48	5	0	0	20	20	9	16	243
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	3	0	28	1	0	0	12	34	2	0	0	0	154	0	26	14	0	92	8	0	0	47	37	13	34	520

※1 中核市・特別区には、児相設置済の中核市・特別区（荒川区含む）のみ計上している。

※2 市町村には、児相未設置の中核市、特別区も含めて計上している。

※3 あらかわキッズファミリーコール等

※4 他区子ども家庭支援センター等

※5 兄弟受理等

2-1 種類別相談受付状況

	養 護		保	障 害						非 行		育		成		そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	発 言 達 障 害 等 語	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	32	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	123
1歳	25	11	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	3	43
2歳	31	11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	5	56
3歳	51	14	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	9	88
4歳	32	5	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	5	50
5歳	38	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	4	3	69
6歳	33	10	0	0	0	0	0	21	1	0	0	3	0	0	0	3	71
7歳	25	5	0	1	0	0	1	10	0	1	0	5	1	0	0	5	54
8歳	33	3	0	0	0	0	0	4	0	1	0	2	0	0	0	3	46
9歳	37	12	0	0	0	0	0	8	0	1	0	14	0	0	0	4	76
10歳	31	5	0	0	0	0	0	3	0	2	1	5	1	0	0	4	52
11歳	42	14	0	0	0	0	0	10	0	2	1	12	3	0	0	3	87
12歳	20	5	0	0	0	0	0	13	0	8	1	13	2	0	0	2	64
13歳	25	15	0	1	0	0	0	4	0	4	0	10	2	0	0	2	63
14歳	17	7	0	0	0	0	0	6	0	4	0	14	1	0	0	4	53
15歳	18	9	0	0	0	0	0	6	0	7	0	6	1	0	0	2	49
16歳	18	8	0	0	0	0	0	3	0	4	0	7	0	0	0	2	42
17歳	12	7	0	0	0	0	1	2	0	5	0	9	0	0	0	8	44
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	520	237	0	2	0	0	2	118	1	39	3	100	11	0	24	76	1,133

2-2 児童虐待相談受付状況(種別)

種別	件数
身 体 的 虐 待	153
性 的 虐 待	6
心 理 的 虐 待	290
保護の怠情・拒否 (ネグレクト)	71
計	520

3 種類別相談対応件数

		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭 支援センター 指導	児童福祉 事務所 送致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉 施設		医 療 定 機 関 支 援	里 親 委 託	法 27 条 1 項 4 号 による 家庭 裁判 所送 致	利 害 児 施 設 契 約 の 他	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						入 所	通 所						
養 護	児 童 虐 待	411	33	8	19	0	0	0	0	10	0	0	3	0	0	7	491
	そ の 他	131	45	1	36	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	14	229
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 害	肢体不自由	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	知的障害	74	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
	発達障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
非 行	ぐ犯行為等	11	4	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24
	触法行為等	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
育 成	性 格 行 動	73	14	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	91
	不 登 校	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	適 性	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	育児・しつけ	22	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
そ の 他		20	1	0	3	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	84	116
計		759	137	14	66	0	0	1	0	18	0	0	4	1	2	106	1,108

令和 8 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

2 子育て教育都市

新：令和 8 年度新規事業

充：令和 8 年度充実事業

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

(1) 夏休み期間における子どもの遊び場の確保 充 3,200 千円

今後も続くことが見込まれる夏の猛暑時の子どもの遊び場対策として、地域の身近な場所で涼しく、安全に楽しむことができるイベントを区内全域で数多く実施する。

また、これらのイベントや施設の周知のため、区ホームページに子ども向けページを作成する。

(2) 産後ケア事業及び産後における父親向け講座の充実 充 51,851 千円

出産後 1 歳までの母子に対し、医療機関等で助産師等による育児支援や心身のケアを提供する産後ケアを実施し、母親とその家族が健やかな育児ができる環境づくりを進める。

8 年度は、医療機関等からの要望や区民の自己負担額を考慮し、区の負担額を見直すなど、産後ケア事業のさらなる充実を図る。

また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、父親の家事・育児への参加の視点を取り入れた講座を拡充する。

(3) 子ども・子育て世代に優しい施設のガイドラインの策定 新 2,486 千円

子育て世代が気軽に立ち寄り、利用しやすい施設・店舗等となるよう、施設整備の考え方をまとめたガイドラインを策定し、周知を図ることで、子育て世代に優しいまちづくりに向け、機運醸成を図る。

(4) 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業の推進 53,966 千円

区内で学習支援や食事を提供する生活支援などを行っている団体への支援を行うほか、子どもの居場所づくり活動団体の中で中心的役割を担う団体に対して、保護者に対する養育支援やオンラインを活用した取り組みに対しても支援を行い、地域の力を生かした子どもの居場所づくりを進めていく。

また、引き続き、新たな子どもの居場所や子ども食堂の開設支援を行うとともに、当該事業の実施団体や関係機関で構成するあらかわ子ども応援ネットワークと連携を図る。

(5) 保育所・私立幼稚園等の給食費負担減免 320,592千円

幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた3～5歳児の保育所の給食費を区独自の公費負担により無料とし、私立幼稚園等の給食費を月額7,500円まで無償化する。

(6) 私立保育園等に対する熱中症対策への支援 16,462千円

私立保育園等における熱中症対策を支援するため、主に既存空調機器の更新に要する費用の一部を補助する。

(7) 病児・病後児保育事業の充実 充 43,272千円

利用ニーズの変動が大きい病児・病後児保育事業を実施している区内保育園に対し、定員に応じた運営費の補助を実施することで、病児・病後児保育事業を安定的に運営できるよう支援を充実する。

(8) 子どもの権利擁護事業の推進 8,912千円

一時保護所等に入所している子どもが意見表明できる機会の充実や、区内在住、在学、在勤の18歳未満の子どもや保護者等を対象とした子どもの権利に関する相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」の周知を強化するほか、区内小学4年生から6年生を対象として子どもの権利に関するポスター作品等を募集し、作品を活用した普及啓発を図るなど、子どもの権利を擁護する環境整備を推進する。

(9) 児童養護施設等退所者（ケアリーバー）への経済的支援の拡充 充 6,120千円

児童養護施設や里親など社会的養護の下を巣立つ若者が、就職や進学等により、社会的自立に向けて、安心して安定した生活を送ることができるよう、施設等退所にかかる準備経費や民間賃貸住宅保証料、資格取得費用の一部を補助する。

8年度は、施設等退所にかかる準備経費の補助金額を増額し、社会へ羽ばたく若者への支援の充実を図る。

(10) ひとり親家庭の支援の拡充 充 191,803千円

ひとり親あるいはこれからひとり親になる保護者から、経済的困窮や就労・資格取得、住まいなどの相談を受けて様々な支援策につなげるほか、養育費履行確保に向けた公正証書等作成費用の助成を行うなど、ひとり親家庭等の生活の安定や自立に向けた支援を行う。

また、8年度は、安定して区内で生活できるよう、転宅にかかる費用を助成するための住宅支援事業を新たに実施し、ひとり親家庭に対する支援の充実を図る。

(1 1) 認証保育所運営支援のさらなる充実 充 **2, 748千円**

認証保育所に対し、業務委託加算や、感染症及び医療安全対策加算を新たに実施することで、認証保育所に通う子どもたちの保育環境と施設の安定的な運営に向けた支援のさらなる充実を図る。

(1 2) 学童クラブの充実 充 **1, 988, 323千円**

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブ事業を実施する。

増加する学童クラブ需要に対応するため、8年度から新たに峡田小学校増設校舎内に峡田小学童クラブを開設する。

また、各学童クラブにおいては順次、東京都認証学童クラブ制度の基準による開所時間や職員体制への移行を行うとともに、すべての学童クラブにおいて学校長期休業期間中の保育の開始時間を午前8時からに早め、土曜日の保育時間を午前8時から午後6時までに拡大する。

さらに、保育の質向上のため、区職員による学童クラブへの巡回指導を定期的に実施し、事業者との連携強化を図る。

(1 3) 若者相談支援体制の推進 **33, 864千円**

若者が抱える様々な相談をワンストップ相談事業若者相談「わっか」で受け付け、相談内容に応じて適切な支援機関につなぐほか、「わっか」の相談員がふれあい館等に出張し、気軽に相談を受け付けるなど、一人一人に寄り添った若者支援を推進する。

(1 4) 児童虐待防止対策事業の推進 **1, 458千円**

要保護児童対策地域協議会など、子ども家庭総合センターを中心として、地域の関係機関と構築してきたネットワーク体制を維持・強化し、定期的に情報共有を図ることで、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、各機関の強みを生かして適切かつ迅速な支援につなげていく。

また、区民に対して広く児童虐待防止にかかる普及啓発活動を実施し、社会全体で児童虐待防止の機運をさらに高めていく。

(1 5) 子どもの感染症を対象とした予防接種の充実 新 **94, 961千円**

2歳までにほぼ100%の子どもが感染すると言われるRSウイルスの予防接種について、8年度から定期接種を開始するほか、おたふくかぜワクチンの助成回数を一人当たり2回に拡充し、髄膜炎や難聴などの合併症を防止する。

また、男子へのHPV感染症の予防接種で新たに薬事承認された9価HPVワクチンも助成対象に加え、より高い効果でHPVが原因となるがんや疾患を予防する。

(16) 産婦健康診査及び1か月児健診の助成 **新** **31,531千円**

産後の健康状態を確認するとともに、精神状態の把握等を行う産婦健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

また、疾病や異常を早期に発見し、進行を未然に防止するとともに、適切な指導を行う1か月児に対する健康診査の費用を助成することにより、乳児の健康の保持及び増進を図る。

(17) 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援 **305,936千円**

すべての妊産婦、その配偶者等が安心して出産育児に臨めるよう、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、出産・育児等に関する必要な支援につなげる。

さらに、妊娠前期・後期（ゆりかご面接）、出産後（新生児訪問）、育児期（1歳6か月健診）において、デジタルギフト等の配付もしくは現金給付の経済的支援を一体的に行うことで、切れ目のない包括的な伴走型相談支援を実施する。

(18) 乳幼児健診の実施 **67,351千円**

健康診査をきめ細かく実施することで、疾病等の早期発見に努め、養育者への適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図る。

(19) 5歳児健診の実施 **新** **9,088千円**

言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、早期に子どもの特性に合わせた適切な支援につなげるとともに、生活習慣やその他育児に関する指導を行い、子どもの健康の保持及び増進を図る。

(20) 小中学校英語教育の充実・強化 **充** **127,088千円**

英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、小学1年生から英語の授業を実施する。

また、全小中学校に外国人英語指導員（NEA※）を配置し、英語の授業に加え、学校生活の中で児童生徒が外国人英語指導員と会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成する。8年度には、小学校において英語専科の教員が加配されている学校から1校を選定し、当該校にNEAを2名配置し、さらなる英語力の強化に努める。

そして、小学6年生全児童が体験型英語学習施設での英語学習体験を実施し、これまで学んできた英語を用いて自ら発信し、自信をもたせることで、中学校に向けた英語学習意欲を向上させる。

また、全中学校の教員に対して、小学校第6学年の指導者用英語デジタル教科書を導入する。中学校教員が小学校段階での具体的な学習内容を確認でき、教材研究や指導の参考にする等、小学校と中学校との円滑な接続を図り、系統的な指導に基づく英語力の確実な定着と着実な伸長を支援する。 ※NEA…Native English-Speaking Assistant の略称

(21) ハートフル日本語適応指導**21,487千円**

区立小中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援する。

また、特に継続指導が必要な小学5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。

(22) 防災ジュニアリーダーの育成**2,518千円**

区立中学校における「荒川区中学校防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識や思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。

(23) 区立学校等における補助教材の一部及び遠足・修学旅行費用等の無償化**576,699千円**

区立学校及び特別支援学校に通う児童生徒の保護者が負担をしている補助教材費用の一部、遠足・校外学習及び宿泊を伴う行事（修学旅行・清里下田移動教室・下田臨海学園）の参加費用等について、公費負担とすることにより教育費に関する保護者の負担軽減を図る。

(24) エデュケーション・アシスタント配置事業**109,993千円**

外部の人材を積極的に教育活動に取り入れ、社会全体で子どもたちを支えていく視点から、区立小学校第1～3学年を対象に、担任の業務を補佐する支援員（エデュケーション・アシスタント）を各校に1人ずつ配置する。

外部人材に学習指導の補助、登下校見守り、子どもからの相談対応等、学級担任補助業務を担ってもらうことで、一人一人に合わせたよりきめ細かい支援を行い、児童が安心して学校生活を送れるように支える。

さらに、教材作成や制作物の掲示等、学校の様々な業務に携わってもらうことで、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図る。

(25) 区立中学校における基礎学力向上事業**27,426千円**

7年度から外部委託化している区立中学校における放課後補充学習「あらかわ寺子屋」と、区立中学1年生を対象として実施している夏季休業期間の補充学習を一つの事業としてまとめ、指導のノウハウを持った講師を年間を通して同じ学校に配置することで、各生徒の学習到達度に合わせたよりきめ細かい指導を行い、誰一人取り残さない学びを実現する。

個に応じた適切な指導を充実させ、主体的学習習慣の定着を図り、基礎的基本的学力の向上を目指す。

(26) タブレットPCを活用した学校教育の充実**483,210千円**

児童生徒の理解力に応じた個別学習をより効果的に行い、基礎的な学力を定着させるため、タブレットPC1人1台体制の下、児童生徒が自ら意欲的に学べるデジタル教材の活用や、学校でも家庭でも学ぶことができるオンライン学習のための環境整備を推進する。

また、「情報教育アドバイザー」を各校に派遣し、教員に対しICT機器を効果的に活用した授業の進め方などに関するアドバイスを行うことで、ICT教育全体にかかる学校支援を充実させる。

(27) 英語検定受検料補助 充**10,509千円**

区立中学校全学年の生徒を対象に、授業との関連性が高く、英語の4技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的に捉えることができる実用英語技能検定の受検費用の補助を1人につき年間1回まで行う。8年度からは、これまで中学3年生のみだった補助対象を1・2年生にも拡大することで、意欲ある生徒の早期の受検機会を保障し、英語力の育成につなげる。

(28) 算数・国語大好き推進事業**64,875千円**

小学1・2年生を対象に、学びの基礎となる算数と国語の授業に担任の補助として、チームティーチングを行う指導員を配置することにより、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施し、確かな学力の定着を図る。

(29) 学校パワーアップ事業**79,253千円**

確かな学力の定着・向上や各校の教育目標の実現に向け、校長の予算裁量を拡大し、教育活動の活性化を図っている。各校が「学力向上マニフェスト」を作成し、保護者・区民に明らかにするとともに、その結果を公表する。

また、各学校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるため、「こころとからだの健全な育成」「体験的な学習活動」の推進等の観点から、各校の創意工夫にあふれる教育活動を支援する。

(30) 教育相談体制の充実**190,276千円**

児童生徒の問題行動の減少や不登校問題、家庭環境等の課題解決（ヤングケアラー等の支援を含む）を図るため、教育と福祉の両面に専門性がある「スクールソーシャルワーカー」を拠点となる各小中学校へ継続配置するとともに定期巡回をする等、教育相談体制及び関係機関との連携を強化する。

併せて、心理専門相談員による幼稚園並びに小中学校に対する巡回相談を継続して実施する。

さらに、全児童生徒のタブレットPCに「心の健康観察アプリケーション」を導入し、児童生徒の心の状態やSOSを教職員等が早期に把握し、学校と関係機関等が迅速に連携しながら諸問題の未然防止に向けた取り組みを強化していく。

(3 1) 不登校児童生徒への学びの機会の確保**3 9, 4 9 2 千円**

不登校等の生活指導上の課題を抱える児童生徒への多様な学びの機会の確保に持続的に取り組む。登校支援や別室見守りを行うための登校サポートスタッフの各校配置による校内支援体制の充実を図る。併せて、学校以外の居場所として、フリースクール等民間施設を利用する保護者への経済的支援を継続して実施する。

(3 2) 学校読書活動の支援・推進**2 5 2, 8 4 6 千円**

児童生徒の読書活動及び学習活動を支援するため、蔵書の充実・更新を図る。

また、全小中学校に、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を配置するほか、小学校の大規模校に学校図書館補助員を、教育センターに学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する職員を配置する。学校の読書活動や家族とともに取り組む「家読（うちどく）」の実践を支援するとともに、司書教諭と学校司書が連携した授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、荒川区版「推薦図書リスト」を全小中学校に配付し、学校図書館の豊富な蔵書を生かした読書活動を一層推進するとともに、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」を実施するなど、国語力の向上を図る。

(3 3) 特別支援教育の推進 充**8 9 4, 2 1 8 千円**

特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

また、医療的ケア児の受入体制整備、区立幼稚園及びこども園への通園時送迎支援体制の整備、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談等の教育環境充実のための取り組みを継続する。

さらに8年度には、日暮里地域に居住する特別支援学級在籍児童の通学における安全確保と負担軽減のため、第三日暮里小学校に特別支援学級を新設する。併せて、当該特別支援学級及び中学校の特別支援学級に支援員を新規配置することで支援体制を強化し、区の特別支援教育の一層の充実を図る。

(3 4) 学びの場の充実に向けた学校施設建替えの取り組みの推進 充**5 0, 7 1 0 千円**

老朽化した学校施設の建替えを効果的・効率的に進め、新しい時代の学びにふさわしい学習環境を整備するため、整備方針や具体的なロードマップを含む「荒川区学校施設建替え計画」を策定する。

また、建替えまでの期間、安全な学校生活を送れるようにするため、学校施設の現状や近年の社会情勢の変化を踏まえ「荒川区教育施設長寿命化計画」を改定する。

- (35) ワールドスクール** **15,294千円**
英語教育の一環として、小学6年生の児童が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員との共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図る。
また、中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力の下、公立大学法人国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加し、豊かな価値観の形成とコミュニケーション能力の一層の向上を図る。
- (36) 教育ネットワークシステムの運用** **183,247千円**
高速通信回線を使用した教育ネットワークの環境を活用し、教科指導におけるICT活用、校務の効率化、情報セキュリティの強化等によって、教育内容の質の向上を図る。
- (37) 学校給食の無償化** **984,686千円**
学校給食の無償化により、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、給食単価を拡充することにより、物価高騰等への対応に加え、栄養バランスや給食内容の充実を図る。
- (38) 中学校部活動の「地域連携」の取り組み** **28,529千円** **充**
部活動の地域展開を推進するため、部活動運営にノウハウを有する専門事業者に休日の指導を委託する地域連携事業について、昨年度に実施したモデル事業の成果を踏まえて、取り組みの拡大を図る。
- (39) 区立幼稚園のお弁当給食** **29,914千円**
給食の提供により、いろいろな食との出会いを通じて園児の食への興味を高め、園児の健やかな成長につなげ、幼児教育の充実を図る。
- (40) 青年の地域活動支援の充実** **2,985千円**
青年たちの地域活動をさらに活性化し、新たな地域活動のリーダー発掘・育成につなげるため、準備経費や調査研究にかかる交通費等の助成を行い、活動の「始めの一步」を支援するとともに、区内及び他地域の交流・連携促進を図る。
- (41) 家庭教育・地域の教育力向上の支援** **4,139千円**
子育ての不安・負担感の軽減や「親育ち」につながる学習機会の提供、地域の教育力向上のため、動画配信等の手法も活用しながら家庭教育学級・地域子育て教室等を実施する。
加えて、子育てサークルや保護者会等が実施する自主的な講座等に対する支援を行う。